

## 自然災害等における休講等に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 自然災害等の影響における大学の授業，学期末試験等（以下，「授業等」という。）の対応を次のとおり定める。

なお、運用においては、学生、教職員の安全確保を最優先とする。

(休講措置)

第2条 授業等の休講措置は，以下の場合に学長が決定する。

- (1) 気象情報により、学生の通学及び授業等の実施（継続）が危険であることが予想できる場合
- (2) 公共交通機関の運行状況により学生の通学が困難であることが予想若しくは確認される場合
- (3) その他学長が、授業等の実施（継続）が困難と判断した場合

(気象の具体的な例)

第3条 前条1号の具体的内容は以下のとおりとする。

- (1) 福岡市に、特別警報が発表された場合
- (2) 福岡市を対象にした警報（大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪に限る。）が発令され、授業等の実施（継続）が困難であると学長が判断した場合
- (3) その他自治体が発令する避難勧告その他の要因により、授業等の実施（継続）が困難であると学長が判断した場合
- (4) 上記1号から3号が解除された場合は，次の基準により対応する。

警報解除時刻	授業等の取扱い
午前6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前9時以前に解除の場合	午前休講
午前9時の時点で解除されていない場合	全日休講

(公共交通機関の具体的な例)

第4条 第2条2号における公共交通機関は以下のとおりとする。

JR 鹿児島本線，西鉄貝塚線，西鉄バス

2 前号の運休解除後の取扱いは，次に掲げる基準により運用する。

運休解除時刻	授業等の取扱い
午前6時以前に解除の場合	通常どおり実施
午前9時以前に解除の場合	午前休講
午前9時の時点で解除されていない場合	全日休講

(授業開始後の措置)

第5条 授業開始後において、第3条及び第4条に準じる状況が予想される場合は、学長は速やかに授業等の休講措置を決定する。

(周知方法等)

第6条 休講措置に関する情報集約及び周知の方法

- (1) 気象情報，災害情報並びに運休及び運休解除に関する情報は，学長の指示のもと事務長が集約し、関係者に周知する。
- (2) 始業時間前の学生への周知は、学生ポータルシステム等で提供する。

(3) 授業開始後に休講措置を講じた場合、学内の学生及び教職員への周知は館内放送及び学生ポータルシステム等により行う。

(欠席の配慮)

第 7 条 休講措置を講じない場合において、通学経路上の各種公共交通機関の運休、その他やむを得ない事情により遅刻又は授業等の欠席（早退を含む）をした学生に対しては、授業担当教員の判断により、学生の不利益にならないよう配慮するものとする。

(補講等)

第 8 条 学長が休講措置を講じた場合は、後日、授業担当教員の判断により、補講、その他の代替措置を行うものとする。

(課外活動等)

第 9 条 学長が休講を定めたときは、課外活動は停止するとともに、校舎は閉鎖する。

(その他)

第 10 条 自然災害等の発生による帰宅困難者（学生及び教職員）の取扱いについては別途定める。

附則

本申し合わせは、令和 4 年 7 月 20 日から実施する。

附則

本申し合わせは、令和 5 年 10 月 1 日から改正施行する。